

7-2. 基本施策

具体施策1 ワンドを中心とした淀川の自然環境の保全・再生

淀川河川公園は、生物多様性ホットスポット（淀川ワンド）の一部として、イタセンパラやアユモドキといった絶滅危惧種が生息する自然環境を有するとともに、市民団体による淀川まるごと体験会や茨田樋イチョウまつりが開催されるなど、市民にとって水辺と親しみ、自然環境の学び場となっています。

これらを踏まえ、国が取り組む点野親水空間整備事業における点野ワンドの植生管理（伐木、外来種の除去等）による環境改善や、高水敷の切り下げによる自然環境の連続性の確保などについて、淀川河川公園中流左岸地域協議会への参画などを通じて促進します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

学校

- 点野水辺づくりワークショップへの参画[既-1]
- 点野水辺プロジェクトの検討、実施[既-2]

行政

- 淀川河川公園整備・管理運営プログラムの促進に係る国との協議[既-3]
- 淀川河川公園中流左岸地域協議会への参画[既-4]



イタセンパラ

(大阪府生物多様性センターHP より)

■関係法令・関連計画

- 淀川河川公園基本計画（平成 20 年 8 月）
- 太間・点野地区公園整備計画（平成 25 年 3 月）
- 淀川河川公園整備・管理運営プログラム（平成 29 年 3 月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
在来生物種の確認数 （種類数、個体数）		

具体施策2 新たなニーズに対応できる淀川河川公園の管理運営

ねや川水辺クラブ、大学、地域住民等が参画する淀川河川公園中流左岸地域協議会において取り組んでいる点野親水空間整備事業や生き物観察会、水辺のふれあい体験、清掃活動などの取り組みを踏まえ、これまでの自然体験やスポーツ振興などの利用に加えて、新たなニーズに対応できる管理運営を展開する中で、多様な主体とともに淀川河川公園を育て使いこなし、訪れる人々の笑顔がはじける公園づくりのチャレンジを展開する「淀川河川公園整備・管理運営プログラム」の促進について、国との連携を図ります。



点野親水空間での活動風景
 (「淀川河川公園整備・管理運営プログラム」より)

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民 **事業者** **学校**

- 淀川河川公園の活用（自然とのふれあい、環境学習、スポーツ・レクリエーションなど）[既-5]
- 淀川河川公園の管理運営への参画 **新規**
- 【再掲】点野水辺づくりワークショップへの参画[既-1]
- 【再掲】点野水辺プロジェクトの検討、実施[既-2]

行政

- 【再掲】淀川河川公園整備・管理運営プログラムの促進に係る国との協議[既-3]
- 【再掲】淀川河川公園中流左岸地域協議会への参画[既-4]

■関係法令・関連計画

- 淀川河川公園基本計画（平成 20 年 8 月）
- 太間・点野地区公園整備計画（平成 25 年 3 月）
- 淀川河川公園整備・管理運営プログラム（平成 29 年 3 月）
- 寝屋川市環境基本計画（平成 23 年 3 月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
淀川河川公園の管理運営への参画（団体）		
淀川河川公園の利用団体（団体/年）		

具体施策3 淀川周辺の自然・歴史・文化資源と一体となった景観形成

「寝屋川市景観計画」に基づく淀川河川軸景観重点地区において、自然のうるおいが感じられる、豊かな水とみどりがつくる淀川の広大なオープンスペースと、それに映える美しい街なみや山なみが織りなす広大な景観を守り、育てる取り組みを進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民 事業者

- 法に基づく届出、景観形成基準に基づく行為制限の遵守[既-6]

行政

- 景観形成基準に基づく指導[既-6]

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 寝屋川市景観条例（平成 22 年 4 月）
- 寝屋川市景観基本計画（平成 22 年 8 月）
- 寝屋川市景観計画（平成 30 年 3 月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
—		

具体施策4 大規模公園の戦略的なマネジメント

多様な機能を有する大規模公園について、利用者ニーズの多様化や施設の老朽化、または管理費の増大などに対応するため、多様な主体との協働により、大規模公園のリニューアルに関する内容や今後の運営管理などの共通ルールとして「パークマネジメントプラン」の策定を進めるなど、戦略的なマネジメントを推進します。

■取り組み例と主体 新規：新規施策案 [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 府営公園のマネジメントに関する大阪府との協議[既-7]
- 新たな公園協議会の設置検討 新規 《⑦-4》
- パークマネジメントプラン（管理運営の目標・計画・実施方針の立案）の策定 新規 《⑭-1,⑮-1》
- パークマネジメントプラン推進方策の検討 新規

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 大阪府都市公園条例
- 寝屋川市都市公園条例

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
パークマネジメントの推進（公園）		

具体施策5 公園協議会などによる管理運営

みどりの骨格として位置づけている多様な機能を有する大規模公園について、指定管理者による管理運営に加えて、新たな公園協議会の設置を検討するなど、利用者のニーズを踏まえた多様な主体との連携による管理運営を進めます。

■取り組み例と主体 新規：新規施策案 [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 指定管理者による管理運営[既-8], 《⑬-1》
- 民間活力を活かした公園施設の整備・管理運営の検討 新規 《⑩-1》
- 【再掲】府営公園のマネジメントに関する大阪府との協議[既-7]
- 【再掲】新たな公園協議会の設置検討 新規 《⑦-4》

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 大阪府都市公園条例
- 寝屋川市都市公園条例

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
公園協議会の設立（公園）		
大規模公園の管理運営への参画（団体）		

具体施策6 大規模公園のリニューアル

都市公園の利用に関する地域ニーズへの対応や計画的な公園施設の維持管理を進める中で、機能改善などが必要と考えられる大規模公園について、多様な利用の促進に向けた都市公園の質の向上や公園利用者の利便の向上を図り、地域の活性化に資する公園機能の充実を目指してリニューアルを進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 安全・安心や公園活性化の視点による公園施設の再整備の検討 **新規** 《⑰-1》
- 【再掲】府営公園のマネジメントに関する大阪府との協議 [既-7]
- 【再掲】民間活力を活かした公園施設の整備・管理運営 **新規** 《⑱-1》

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 大阪府都市公園条例
- 寝屋川市都市公園条例
- 府営公園の管理運営の方向性

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
リニューアルした大規模公園（公園）		

具体施策7 都市計画公園・緑地（府営公園）の見直しの検討

都市計画公園・緑地（府営公園）の事業未着手区域における広域避難場所や後方支援活動拠点などの今後必要となる機能の必要性について、大阪府が実施する「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」に基づく評価に係る協議を進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」に基づく評価等に係る大阪府との協議 [既-9]

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市公園法
- 東部大阪都市計画マスタープラン（平成 28 年 3 月）
- 寝屋川市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月）
- 都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針（平成 24 年 3 月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
—		

具体施策8 (仮称)寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方の検討

住区基幹公園などの市民にとって身近な都市公園について、計画的な整備等を行うため、住区基幹公園の標準面積相当の都市公園の確保が困難な地域の有無や、地域に求められる機能を把握するとともに、周辺の都市公園等との機能や利用範囲の重複を避けるなど、既存公園を含めた都市公園の適正配置や機能分担の方向性などを示した「(仮称)寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方」を検討します。

■取組内容・取組主体

行政

- 都市公園現況等の調査 新規 《⑰-1》
- 都市公園の適正配置の検討 新規 《⑰-1》

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例

【参考】実施時期(別途作成するアクションプランにおいて管理)

短期(3~5年)・中期(~10年)・長期(~20年)

【参考】目標指標(別途作成するアクションプランにおいて管理)

目標指標	現況(改定時)	目標
—		

具体施策9 協働による都市公園の計画づくり

都市公園の整備にあたっては、密集住宅地区における避難地や延焼遮断などの防災性の向上、または自然環境を有する地域における動植物との共生を目指した環境整備など、地域に応じた都市公園づくりが求められます。

また、日常利用の視点からは、市民ニーズを踏まえた地域の活性化に資する公園機能が重要となることから、「(仮称)寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方」を踏まえた上で、ワークショップなどによる市民等との協働による計画づくりを進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民 **事業者**

- ワークショップなどへの参画[既-10]

行政

- ワークショップなどによる計画づくりの推進[既-10]

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例

【参考】実施時期(別途作成するアクションプランにおいて管理)

短期(3~5年)・中期(~10年)・長期(~20年)

【参考】目標指標(別途作成するアクションプランにおいて管理)

目標指標	現況(改定時)	目標
ワークショップなどによる計画づくり(公園)		

具体施策10 計画的かつ効果的な都市公園の整備

「(仮称)寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方」やワークショップによる計画づくりを踏まえつつ、都市計画公園・緑地の見直しや公共施設の再編に向けた取り組み状況などを勘案した上で、公園が不足する地域や防災性の向上が求められる地域などにおける都市公園を優先的に整備します。

また、市街地開発事業などの計画的なまちづくりが行われる区域においては、法令等による基準を遵守するとともに地域ニーズを踏まえた上で、計画区域内の土地利用計画とも整合を図りつつ、魅力ある都市公園を創出します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 優先順位を踏まえた都市計画公園・緑地の整備[既-11]
- 計画的なまちづくりとあわせた都市公園の整備[既-12]
- 公共施設再編に伴う跡地活用などによる都市公園整備の検討[既-13]

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例
- 寝屋川市都市計画マスタープラン(平成24年3月)
- 寝屋川市立地適正化計画(平成30年4月)
- 寝屋川市公共施設等総合管理計画(平成29年3月)

【参考】実施時期(別途作成するアクションプランにおいて管理)

短期(3~5年)・中期(~10年)・長期(~20年)

【参考】目標指標(別途作成するアクションプランにおいて管理)

目標指標	現況(改定時)	目標
住区基幹公園の整備(面積・公園)		
住区基幹公園の利用者数(人/年)		

具体施策11 都市計画公園・緑地（市町村公園）の見直し

「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方」に基づき、長期未着手・未完成の都市計画公園・緑地の必要性や代替機能の確保などの視点から見直しを行います。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方」に基づく評価 **新規**
- 都市計画公園・緑地（市町村公園）の定期的な見直し **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市公園法
- 都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方（平成25年6月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
—		

具体施策9 協働による都市公園の計画づくり（再掲）

都市公園の整備にあたっては、密集住宅地区における避難地や延焼遮断などの防災性の向上、または自然環境を有する地域における動植物との共生を目指した環境整備など、地域に応じた都市公園づくりが求められます。

また、日常利用の視点からは、市民ニーズを踏まえた地域の活性化に資する公園機能が重要となることから、「（仮称）寝屋川市における都市公園（住区基幹公園等）のあり方」を踏まえた上で、ワークショップなどによる市民等との協働による計画づくりを進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民 事業者

- 【再掲】ワークショップなどへの参画[既-10]

行政

- 【再掲】ワークショップなどによる計画づくりの推進[既-10]

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
ワークショップなどによる計画づくり（公園）		

具体施策12 都市公園の再整備

「(仮称)寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方」や、市民ワークショップ等により策定した計画などを踏まえ、都市公園を再整備します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 地域二一ズ等を踏まえた都市公園の再整備[既-14], 《⑧-1》

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例

【参考】実施時期(別途作成するアクションプランにおいて管理)

短期(3~5年)・中期(~10年)・長期(~20年)

【参考】目標指標(別途作成するアクションプランにおいて管理)

目標指標	現況(改定時)	目標
住区基幹公園の再整備 (面積・公園)		
住区基幹公園の利用者数 (人/年)		

具体施策13 地域ニーズに応じた都市公園の管理運営

市民ワークショップなどにおける計画づくりを踏まえて整備された都市公園などは、安全・安心かつ快適な利用とともに有効活用を図るため、地域の状況や都市公園の特性に応じた利用方法や維持管理などの仕組みづくりが重要です。

このため、健康づくり、子育て、教育など多様な分野との連携による利用促進や、美化清掃、花壇づくりなどを通じたコミュニティ形成の場、または地域が主体的に実施するイベントの開催などの都市公園の管理運営や、指定管理者制度の活用などによる柔軟な管理運営を進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

- 公園愛護会などによる清掃活動[既-15]
- 都市公園における植栽活動[既-16]
- 地域による都市公園の管理運営の推進[既-17], 《23-1》 《24-1》

行政

- 【再掲】指定管理者制度の活用などによる柔軟な都市公園の運営[既-8]
- 公園・緑地等植栽サポーター制度の促進[既-16]
- 記念植樹事業の促進[既-16]
- 健康花壇設置事業の促進[既-16]

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

■目標指標・実施時期

目標指標	現況（改定時）	目標
公園愛護会の設立（団体）		
地域による都市公園の管理運営（公園）		

具体施策14（仮称）寝屋川市公園施設インフラ保全計画に基づく維持管理

「（仮称）寝屋川市公園施設インフラ保全計画」に基づき、遊具などの公園施設の定期的な点検を実施し、常時不具合や損傷の状態を把握できるよう取り組むとともに、安全性の確保等の視点から優先的に対策を講じる必要のあるものから修繕・更新等を実施するなど、計画的かつ効率的な維持管理を推進します。

また、利用者の安全性向上に向けた防犯カメラの設置や公園灯のLED化、公園施設のバリアフリー化を推進します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 公園施設の定期的な点検[既-18]
- 公園施設のバリアフリー化の推進[既-19]
- 植栽管理マニュアルに基づく維持管理[既-20], 《⑩-1》
- 防犯カメラの設置[既-21]
- 公園灯のLED化[既-22]
- 長寿命化を前提とした公園施設の維持管理 **新規**
- 公園施設点検マニュアルの作成 **新規** 《⑤-6》

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例
- 寝屋川市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）
- 寝屋川市植栽管理マニュアル

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
遊具等の健全度判定B以上の公園施設（件）		
防犯カメラを設置した都市公園（公園）		
公園灯のLED化（箇所）		
バリアフリー化された都市公園（公園）		

具体施策 15 市内外から訪れる人々が実感できるみどりの充実

多様な都市機能が集積し、市内外から多くの人々が訪れる鉄道4駅周辺地域では、寝屋川市駅西側の寝屋川せせらぎ公園や、萱島駅のクスノキ、または東寝屋川駅前の寝屋川公園などをはじめシンボルとなるみどりが多く存在しています。

このため、これらのシンボルとなるみどりの保全とあわせて、駅につながる道路整備に伴う緑化や、サクラ☆プロジェクトによる桜街道の整備、または公民連携によるみどり豊かな街区の形成を図るなど、市内外から訪れる人々が実感できるみどりを充実します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

- 駅前などにおけるみどりの取り組みの推進[既-23]

行政

- サクラ☆プロジェクトによる桜街道の整備[既-24]
- 大阪府実感できるみどりづくり事業の促進[既-25]
- 緑視率調査の実施 **新規** 《⑩-2》

■関係法令・関連計画

- みどりの大阪推進計画（平成21年12月）
- 大阪府緑視率調査ガイドライン（平成25年8月）
- サクラ☆プロジェクト

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
緑化重点地区における緑視率（%）		

具体施策 16 寝屋川市駅東再開発地区周辺景観重点地区などの景観形成

「寝屋川市景観計画」における景観重点地区（寝屋川市駅東再開発地区周辺、香里園駅東再開発地区周辺、東寝屋川駅駅前広場周辺、香里園駅西側駅前広場周辺、寝屋川市駅西側駅前広場周辺、萱島駅周辺）の指定に基づき、鉄道4駅周辺での都市景観と一体となった美しいまちなみを形成します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

- 【再掲】法に基づく届出、景観形成基準に基づく行為制限の遵守[既-6]

行政

- 【再掲】景観形成基準に基づく指導[既-6]

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 寝屋川市景観条例（平成22年4月）
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年8月）
- 寝屋川市景観計画（平成30年3月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
—		

具体施策 17 地域のモデルとなる先導的な緑化

民間施設等における緑化促進の先導的な役割を担う公共公益施設について、敷地内緑化に伴う壁面、屋上緑化を促進するなど、視認性が高く、多くの市民がみどりの存在を実感できる質の高いみどりを創出するため、「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」に基づく計画的な緑化を推進するとともに、みどりのカーテンや花いっぱい植栽事業などを活用し、地域のシンボルとなるみどりを育みます。

また、包括連携協定を締結する学校法人等との話し合いを進め、緑化協定などによる大学敷地等の緑化促進に努めます。



花いっぱい植栽事業による花壇

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

学校

- 学校敷地における植栽活動[既-26], 《①-8,9》
- 植栽等の適正な維持管理[既-26]

行政

- 公共施設植栽事業の推進[既-27]
- 花いっぱい植栽事業の促進[既-28]
- グリーンカーテンの促進[既-29]
- 大阪府緑化樹配布事業の促進[既-30]
- 大阪府みどりづくり推進事業の促進[既-31]
- 「植栽管理マニュアル」に基づく適正な管理[既-27]
- 「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」の作成 **新規** 《⑫-1》

■関係法令・関連計画

- みどりの大阪推進計画（平成21年12月）
- 寝屋川市環境基本計画（平成23年3月）
- 寝屋川市みんなのまち基本条例
- 寝屋川市植栽管理マニュアル

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

	目標指標	現況（改定時）	目標
公共施設の植栽本数	（本）	451,859本	
公共施設緑地の面積	（ha）	64.19ha	

具体施策 18 地域活動拠点としての学校敷地等の活用

学校敷地等における地域協働協議会などの活動を通じて、地域社会の絆を深めるコミュニティ形成の場としての活用を促進します。

特に、ボール遊びや地域行事に利用できる広場のある公園が身近に存在しない地域においては、教育機関や地域団体等との連携を図りながら、学校敷地等を活用したレクリエーションや地域行事等の利用を促進します。

■取り組み例と主体 新規：新規施策案 [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

- 学校との連携などによるイベントの実施[既-33]

学校

- 学校敷地の開放[既-32]

行政

- 地域協働協議会などによる取り組みの促進[既-33]

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市みんなのまち基本条例

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
地域イベントでの学校敷地等の利用回数（回／年）		

具体施策 19 歴史・文化資源と調和した地域のシンボルとなる樹木などの保全

旧集落地など歴史的なまちなみが残る地域や市街地内の神社仏閣などにおける歴史文化資源と調和した樹林や樹木について、保存樹としての保全や景観重要樹木としての指定を検討するとともに、維持管理助成制度の活用を促進することにより、地域のシンボルとして保全します。

また、保存樹などにまつわる歴史や言い伝えなどを看板等により見える化し、市民の保存樹への理解や親しみを深める取り組みを検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

- 保存樹、景観重要樹木の保全[既-34,35]

行政

- 保存樹の指定[既-34]
- 景観重要樹木の指定検討[既-35]
- 保存樹維持管理、保存樹故損防止に対する助成[既-36]
- 保存樹や景観重要樹木の紹介パネル等の設置検討 **新規** 《①-1,2,3》

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
- 寝屋川市美しいまちづくり条例
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年8月）
- 寝屋川市景観計画（平成30年3月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
保存樹の指定数（本）		
景観重要樹木の指定数（本）		

具体施策 20 生駒やまなみ緑地軸景観重点地区における景観形成

「寝屋川市景観計画」における生駒やまなみ緑地軸景観重点地区の指定に基づき、やまなみの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となるやまなみと山麓部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

- 【再掲】法に基づく届出、景観形成基準に基づく行為制限の遵守[既-6]

行政

- 【再掲】景観形成基準に基づく指導[既-6]

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 寝屋川市景観条例（平成 22 年 4 月）
- 寝屋川市景観基本計画（平成 22 年 8 月）
- 寝屋川市景観計画（平成 30 年 3 月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
—		

具体施策21. 緑地協定制度等を活用した樹林地の保全

市街化調整区域内に存在するまとまった樹林地などについて、地域森林計画対象民有林緑地の指定、または緑地協定制度や市民緑地制度を活用するなど、土地所有者等の合意に基づいた保全を検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

- 樹林地等の保全活動への参画 **新規**

行政

- 地域森林計画対象民有林の指定[既-37]
- 市民緑地制度や緑地協定制度などの活用促進 **新規** 《②-4,5》

■関係法令・関連計画

- 森林法
- 都市緑地法
- 大阪地域森林計画（平成27年4月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
担保された民有林（ha）		

具体施策22. 市街化調整区域内農地の保全

市街化調整区域に広がる広大な農地について、多面的な機能を有する貴重な農空間として保全するため、大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例の活用などにより、遊休農地の解消や農業の担い手の確保など、営農継続に向けた取り組みを進めます。

また、灌漑用水としての役割や貯水機能を有するため池について、監視・管理体制を強化するとともに、大阪府との連携により、耐震診断やハザードマップの作成を進めます。

なお、第二京阪沿道まちづくり方針に基づく計画的なまちづくりが行われる際には、既存の農地保全に極力配慮するとともに、新たなみどりの創出に努めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 農空間保全地域制度の運用[既-38]
- 遊休農地対策の検討[既-39], 《①-4》 《②-2》
- ため池調査等の実施による適正管理[既-40]

■関係法令・関連計画

- 農地法
- 都市農業振興基本計画（平成 28 年 5 月）
- 新たなおおさか農政アクションプラン（平成 29 年 8 月）
- 大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成 19 年 10 月）
- 寝屋川市産業振興条例（平成 25 年 4 月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
市街化調整区域農地（ha）		

具体施策23. 生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地の指定

自然環境や景観の形成、または雨水貯留機能や災害時の一時避難空間としての機能を有する市街化区域内農地について、遊休農地対策等に取り組むとともに、特定生産緑地の指定や小規模農地の保全、追加指定（再指定を含む。）などにかかる制度の運用により保全します。

また、大阪府との連携により、ため池の監視・管理体制の強化とともに、耐震診断やハザードマップの作成を進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 生産緑地地区の追加指定[既-41]
- 特定生産緑地地区の指定[既-42]
- 【再掲】遊休農地対策の検討[既-39], 《①-4》 《②-2》
- 【再掲】ため池調査等の実施による適正管理[既-40]

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市緑地法
- 生産緑地法

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
生産緑地地区の指定面積（ha）		

具体施策24. 農地の多機能性を踏まえた活用

地元組織を中心とした農地の積極的な活用を図るとともに、農業従事者に加えて、市民の幅広い参加による地域単位での取り組みにおいて、レンゲ解放農地や防災協力農地などの既存制度の活用に加えて、貸農園としての活用促進や農作業の指導等に参加意向のある農家等を発掘するなど、身近な農地を気軽に利用できる方法を検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

- 地元組織などによる農地の管理運営の推進
新規 《⑤-1,2》

行政

- 貸農園・ふれあい農園、レンゲ解放農地、防災協力農地などの運用[既-43] 《①-5,6,7》
- 【再掲】農空間保全地域制度の運用[既-38]

■関係法令・関連計画

- 農地法
- 都市農業振興基本計画（平成 28 年 5 月）
- 新たなおおさか農政アクションプラン（平成 29 年 8 月）
- 大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成 19 年 10 月）
- 寝屋川市産業振興条例（平成 25 年 4 月）



ふれあい農園

（上：神田体験農園、下：高柳コミュニティ農園）



防災協力農地

レンゲ開放農地

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
貸農園、ふれあい農園の設置（箇所、ha）		
レンゲ開放農地の指定（箇所、ha）		
防災協力農地の登録（箇所、ha）		

具体施策25. 公開性の高い地域のみどりのシンボルの創出

大阪府自然環境保全条例などの関係法令に基づく緑化を促進するとともに、公民連携によるみどり豊かな街区等の形成にかかる助成制度の促進や、地域地区制度などの活用を検討するなど、壁面や屋上緑化も視野に入れつつ、大規模敷地におけるシンボル性のある公開的なみどりの空間形成を目指します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

- 関係法令に基づく緑化の推進[既-44]
- 公開空地の創出[既-45]
- 壁面・屋上緑化の実施[既-46]

行政

- 地域地区制度の活用などによる緑化促進の検討（地区計画等緑化率条例制度、緑化地域など）
新規 《②-3,6》
- 【再掲】大阪府実感できるみどりづくり事業の促進[既-25]

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 建築基準法
- 工場立地法
- 都市緑地法
- みどりの大阪推進計画（平成21年12月）
- 大阪府自然環境保全条例
- 寝屋川市開発事業に関する指導要綱

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
地域性緑地の目標水準（ha）		

具体施策26. 新たなまちづくりと併せた計画的な緑化

市街地開発事業などにより新たなまちなみが形成される地区においては、地域住民や関係権利者等との意思疎通を図りつつ「景観重点地区」の指定に向けた検討や関係者との話し合いを進め、機運の醸成が図られた地区や今後新たに図られる地区を「景観重点地区」として指定し、地域の魅力やシンボル性を活かした景観を形成します。また、あわせて地区計画の活用を検討するなど、みどり豊かなまちなみの形成を進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

- 【再掲】関係法令に基づく緑化の推進[既-43]

行政

- 景観重点地区の指定検討[既-47]
- 【再掲】地域地区制度の活用などによる緑化促進の検討
(地区計画等緑化率条例制度、緑化地域など) **新規** 《②-3,6》

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 建築基準法
- 景観法
- 都市緑地法
- 寝屋川市都市計画マスタープラン（平成24年3月）
- 立地適正化計画（平成30年4月）
- 寝屋川市景観条例（平成22年4月）
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年8月）
- 寝屋川市景観計画（平成30年3月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
地域性緑地の目標水準（ha）		

具体施策27. まちなかに広げる民有地のみどり

みどり豊かなまちなみを形成するため、地域の土地利用状況などにも配慮しつつ、開発行為などに伴う緑化誘導とあわせて、建築敷地等における緑化助成制度の活用を促進するなど、民有地におけるみどりの更なる充実を図ります。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

- 【再掲】関係法令に基づく緑化の推進[既-45]

行政

- 民有地緑化助成の実施（生垣緑化・駐車場緑化、太陽光発電システム設置補助）[既-48]
- 【再掲】地域地区制度の活用などによる緑化促進の検討（地区計画等緑化率条例制度、緑化地域など） **新規** 《②-3,6》

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 建築基準法
- 都市緑地法
- みどりの大阪推進計画（平成21年12月）
- 大阪府自然環境保全条例
- 寝屋川市開発事業に関する指導要綱
- 寝屋川市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱
- 寝屋川市緑化推進助成金交付要綱

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
地域性緑地の目標水準（ha）		
助成制度の活用件数（件）		

具体施策28. 身近なみどりとのふれあいの場の創出

民間事業者等の開発事業や、街路整備事業などにより生み出されるちびっ子老人憩いの広場等の小規模公園に加えて、防災上の課題を有する密集住宅地区などに存する空き地等を中心として、市民緑地制度の活用などによるみどりのオープンスペースを確保するなど、街角の身近なみどりとのふれあいの場を創出します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

- 空き地等の提供 **新規**

行政

- 街路事業の残地などを活用したポケットパークの創出[既-49]
- 開発許可などに伴う附属公園の創出[既-50]
- 市民緑地制度の活用促進 **新規** 《②-4》
- 開発許可制度における公園等の設置基準などの検討 **新規** 《⑤-7》



市民緑地制度の活用イメージ（国土交通省資料より）

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市緑地法
- 寝屋川市都市公園条例
- 寝屋川市開発事業に関する指導要綱（平成 28 年 7 月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
公共施設緑地の面積（㎡）		

具体施策29. 小規模公園の利用形態の転換や統廃合

市内に数多く分布する小規模公園の利活用を促進するため、「(仮称)寝屋川市における都市公園(住区基幹公園など)のあり方」に基づき、地域ニーズを踏まえた利用形態への転換や、都市機能の集約化などを目的とするまちづくり計画との整合性を踏まえ、必要に応じて統廃合を検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

- 地域イベントなどによる小規模公園の活用 **新規** 《23-1,24-1》
- 【再掲】ワークショップなどへの参画[既-10]

行政

- 小規模公園の利用形態の検討 **新規**
- 小規模公園の統廃合の検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
小規模公園の利用者（人/年）		

具体施策30. みどりの風促進区域における緑化

「みどりの風促進区域」※に指定されている第二京阪道路及び主要地方道京都守口線沿道では、セミパブリック空間における緑化の推進や、地域住民や企業等に対して緑化資材を支給する「みどりの風の道形成事業」の活用を促進するなど、道路沿道に広がるみどりを創出します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

- 大阪府みどりの風の道形成事業などを活用した緑化の推進[既-51]

行政

- 大阪府みどりの風促進区域の取り組み促進[既-51]

■関係法令・関連計画

- みどりの大阪推進計画（平成21年12月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
地域性緑地の目標水準（ha）		

※「みどりの風促進区域」について

海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったオール大阪でのみどりづくりを促進し、「みどりの風を感じる大都市・大阪」を実現するため、道路や河川を中心に、一定幅（道路や河川の両側概ね100メートル）の沿線民有地を含む区域を指定しています。



具体施策31. 主要な幹線道路沿道における景観形成

「寝屋川市景観計画」における景観重点地区（大阪外環状線沿道、第二京阪道路沿道、寝屋川駅前線東部沿道）の指定に基づき、市民にとって日常的に触れる最も身近で主要な景観軸として、セミパブリック空間における周辺の自然的要素や歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設などの景観資源との調和やつながりに配慮した景観を形成します。

また、新たに整備される道路沿道などでは、地域住民や関係権利者等との意思疎通を図りつつ「景観重点地区」の指定に向けた検討や関係者との話し合いを進め、機運の醸成が図られた地区や今後新たに図られる地区を「景観重点地区」として指定し、地域の魅力やシンボル性を活かした景観を形成します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

- 【再掲】法に基づく届出、景観形成基準に基づく行為制限の遵守[既-6]

行政

- 【再掲】景観形成基準に基づく指導[既-6]
- 【再掲】景観重点地区の指定検討[既-47]

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 寝屋川市景観条例（平成22年4月）
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年8月）
- 寝屋川市景観計画（平成30年3月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
—		

具体施策32. 新たな道路整備にあわせた街路樹などの創出

街路樹は、都市における美しい景観の形成や歩行者の快適性の確保、または沿道の環境保全及び防災に寄与するなど多様な機能を有していることから、新たな道路整備にあわせた街路樹や植樹柵などを創出することにより、駅前などの個性的な景観形成や、密集住宅地区などにおける延焼遮断帯などの機能を確保します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 道路機能やつながりに配慮した街路樹の整備[既-52]

■関係法令・関連計画

- 道路法
- 都市緑地法
- 寝屋川市都市計画道路整備方針（平成25年3月）

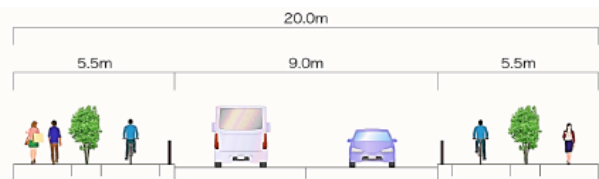
【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
街路樹（本・m）		

都市計画道路対馬江大利線事業（完成イメージ）



具体施策33. 街路樹などの適切な維持管理

街路樹については、適切に管理を行うことで身近なみどりとして市民に潤いや安らぎを与え、みどりのボリュームを大きくすることにより日差しを遮る緑陰を形成し、快適な歩行空間の確保とともにヒートアイランド現象の緩和、大気浄化などの効果が期待されます。

主要な幹線道路などでは、目標とする将来的な景観を見据え、歩道幅員や植樹柵の大きさ、樹木の特性や状態、周辺環境との調和に配慮した樹形を設定し、樹冠や枝張り、下枝揃えなど統一感のある景観形成を目指します。

また、定期的に街路樹の健全度調査を行うなど、暴風時などにおける倒木や幹折れなどが発生する恐れのある危険木の有無を確認した上で、必要に応じて街路樹の環境改善に取り組みます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

- 身近な道路の美化・清掃活動[既-54]

行政

- 植栽管理マニュアルに基づく維持管理[既-53], 《⑱-1》
- ボランティア・サポート・プログラム、アドプト・ロードの活用促進[既-54]
- 街路樹診断士など専門家による定期的な健全度調査の実施 **新規** 《⑭-2》

■関係法令・関連計画

- 道路法
- 都市緑地法

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
街路樹の健全度の向上		
アドプト・ロード指定件数（件）		

具体施策34. 歴史街道に漂う文化とみどり溢れる空間形成

京街道、東高野街道などの歴史街道沿道に存する樹木等について、保存樹への指定や景観重要樹木への指定を検討します。

また、歴史街道と一体的に形成される歴史的なまちなみの保全について、景観計画区域における制限の強化などを検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

- 【再掲】保存樹、景観重要樹木の保全[既-34,35]

行政

- 景観計画区域における歴史的まちなみにかかる制限強化の検討 **新規**
- 【再掲】保存樹の指定[既-34]
- 【再掲】景観重要樹木の指定検討[既-35]
- 【再掲】保存樹維持管理、保存樹故損防止に対する助成[既-36]
- 【再掲】保存樹や景観重要樹木の紹介パネル等の設置検討 **新規** 《①-1,2,3》

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
- 寝屋川市美しいまちづくり条例
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年8月）
- 寝屋川市景観計画（平成30年3月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

	目標指標	現況（改定時）	目標
保存樹の指定	（本）		
景観重要樹木の指定	（本）		

具体施策35. 親水空間の整備

一級河川寝屋川では、これまでの寝屋川再生ワークショップなどと連携した寝屋川せせらぎ公園や幸町公園、川勝水辺ひろばなどの親水空間が整備され、様々なイベントや環境学習の場として活用されています。

今後においても、「寝屋川市水辺整備基本構想」などを踏まえつつ、寝屋川流域協議会等との連携を図りながら、多様な主体との協働による取り組みにより、親水空間の整備やリニューアルを推進します。



寝屋川せせらぎ公園

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

学校

- 寝屋川再生ワークショップへの参画[既-55]

行政

- 寝屋川市水辺整備基本構想に基づく施策の推進[既-56], 《①-10》
- 親水空間の整備・リニューアル[既-56], 《①-11》

■関係法令・関連計画

- 淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画（平成27年3月）
- 寝屋川市環境基本計画（平成23年3月）
- 寝屋川市水辺整備基本構想（平成30年度改定予定）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
親水空間の整備（箇所）		

具体施策36. 親水空間の活用

寝屋川せせらぎ公園や幸町公園などの親水空間において、ねや川水辺クラブなどとの連携によるクリーンリバー寝屋川作戦による清掃活動や、水辺と親しみながら楽しめるレクリエーション活動等を継続的に実施するとともに、環境学習や事業者等の社会貢献活動の場などとして親水空間を活用します。



水辺のレクリエーション活動



水生生物調査の様子
(水辺に親しむ会 HP より)



クリーンリバー寝屋川作戦の様子

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

- 水環境の保全・再生活動の実施[既-57], 《①-10,11》
- 親水空間を活用した社会貢献活動の実施[既-58]
- 水生生物調査、イベント等への参加[既-57]

行政

- クリーンリバー寝屋川作戦の実施[既-59]
- 自然観察会（水生生物調査）の実施[既-57]
- 親水空間におけるイベント等の実施[既-60]

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市環境基本計画（平成 23 年 3 月）
- 寝屋川市水辺整備基本構想（平成 30 年度改定予定）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
親水空間の利活用 （団体／年）		

具体施策37. 主要な河川等におけるみどりの保全・創出

友呂岐緑地や幹線水路沿いの桜並木を保全し、水とみどりが一体となった本市の特徴的な景観を形成するため、適切な維持管理を行います。

また、打上川などにおけるサクラ☆プロジェクトによる桜の植樹とあわせた一体的な緑化を検討するなど、河川等の水辺を活かした更なる魅力の向上を目指します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 【再掲】サクラ☆プロジェクトによる桜街道の整備、保全[既-24]
- 水辺空間における桜と一体的な緑化の検討 **新規** 《①-10,11》

■関係法令・関連計画

- サクラ☆プロジェクト

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
桜の樹勢回復本数（本）		
桜の植樹本数（本）		

具体施策38. 水環境の保全に向けた調査・研究

寝屋川流域水環境改善計画に基づく取り組みなどにより、経年的に水質は改善傾向であり環境基準を満たしていますが、今後も引き続き、寝屋川導水路や古川浄化導水路などへの淀川から取水する農業用水や下水道の高度処理水の活用などによる適切な水量確保や水質浄化、またはクリーンリバー寝屋川作戦やアドプト・リバーによる市民等の自発的な清掃活動の継続などによる水環境の保全や改善を進め、生物の生息生育環境の改善を図ります。

また、大阪府生物多様性センター等と連携した専門家による生物の生息実態調査・研究を行い、専門家の視点から市民が調査に参加できる機会の創出を検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

- 水辺空間の美化・清掃活動[既-59]
- 【再掲】水生生物調査への参加[既-57]

行政

- 寝屋川流域水環境改善計画に基づく取り組み[既-61]
- アドプト・リバーの活用促進[既-59]
- 専門家による調査・研究との連携の検討 **新規** 《①-12》 《①①-2》
- 【再掲】クリーンリバー寝屋川作戦の実施[既-59]
- 【再掲】自然観察会（水生生物調査）の実施[既-57]

■関係法令・関連計画

- 寝屋川流域水環境改善計画（平成24年5月）
- 寝屋川市環境基本計画（平成23年3月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
在来生物種の確認数（種類数、個体数）		

具体施策39. (仮称)河川施設等インフラ保全計画に基づく水路の維持管理

「寝屋川市公共施設等総合管理計画」における公共施設等の管理に関する基本的な方針に基づき、施設の点検・診断等を実施した上で、長寿命化を前提とした維持管理、修繕、更新等を行うとともに、利用者の安全確保を第一に考えた上で、優先度を考慮した修繕等を行います。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 河川施設等の点検・修繕の実施[既-62]
- 長寿命化計画を前提とした維持管理の推進 **新規**

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
—	—	—

具体施策40. 水路改修等に伴う多自然型護岸の整備

水路改修においては、寝屋川市水辺整備基本構想などに基づき、市内各地に存する水路網の水辺やピオトープネットワークの保全と構築を進めるなど、周辺の土地利用や維持管理の状況、農業用水、雨水排水などの機能を踏まえ、多様な主体との協働のもと出来る限り多自然型護岸への再生を進めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

学校

- 【再掲】寝屋川再生ワークショップへの参画[既-55]

行政

- 【再掲】寝屋川市水辺整備基本構想に基づく施策の推進[既-56], 《①-10》
- 【再掲】親水空間の整備・リニューアル[既-56], 《①-11》

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市環境基本計画（平成23年3月）
- 寝屋川市水辺整備基本構想（平成30年度改定予定）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
多自然型護岸整備による水路改修（箇所、m）		

具体施策41. 身近な道路沿道の緑化

公園・緑地等植栽サポーター事業などを活用した道路緑化を進めるとともに、道路沿いの民有地におけるかき又は柵を生垣にすることや、グリーンカーテンによる壁面緑化を促進するなど、身近な道路沿道を中心としたみどりの広がり確保に努めます。

また、地域の活動拠点となる公園や公共施設を結ぶルート上など、地域住民の多くが利用する道路を中心に、新たな活動場所の拡大に努めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

- 身近な道路沿道でのみどりの取り組みの推進[既-63]

行政

- 【再掲】公園・緑地等植栽サポーター制度の促進[既-64]
- 【再掲】民有地緑化助成の実施（生垣緑化・駐車場緑化）[既-48]
- 【再掲】グリーンカーテンの促進[既-29]

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市緑化推進助成金交付要綱（平成14年5月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
公園・緑地等植栽サポーター制度の実施（箇所）		
助成制度の活用件数（件）		

具体施策42. 生態的回廊空間の保全

動植物の貴重な生息・生育環境である淀川河川公園や寝屋川公園、打上川治水緑地、深北緑地、南寝屋川公園などをコアエリアとして、これらをつなぐ寝屋川、打上川、讃良川、古川などの河川や、第二京阪道路や国道1号（寝屋川バイパス）、府道枚方交野寝屋川線などの主要幹線道路、または友呂岐緑地などを生態的回廊空間としてエコロジカルネットワークを形成するため、これらのみどりに加えて、またなかに点在する農地や樹林地、ため池などを保全・充実・創出・活用する取り組みを進めます。また、外来種および在来種の存在状況等についての調査研究を生物多様性センターや市民等と連携して実施し、エコロジカルネットワークの形成に向けた現状や課題等の把握に努めます。

また、都市基盤整備などが行われる際には、在来する動植物の生息・生育環境への影響を最小限に抑える工夫を検討するなど、生物多様性の保全に配慮した取り組みに努めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 動植物の生態系に配慮した公園整備[既-65]
- 道路・河川等の法面緑化[既-66]
- 透水性舗装の実施や雨水浸透柵などの普及[既-67]
- 現場内有用表土の保存や盛土の土壌改良[既-68]
- 河川等への土砂流出、汚濁水の流入防止[既-69]
- 動植物の存在状況等に関する調査研究 **新規** 《①-2》
- 外来種の防除[既-70]
- 樋門等における魚道の設置 **新規** 《②5-1》

■関係法令・関連計画

- 寝屋川流域水環境改善計画（平成24年5月）
- 寝屋川市環境基本計画（平成23年3月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
在来生物種の確認数 （種類数、個体数）		

具体施策 43 庁内における横断的な組織間連携および国・府・周辺市等の関連機関との連携の強化

みどりの取り組みを積極的に推進していくためには、みどりの関連部局だけでなく、まちづくりに関するさまざまな分野と連携した取り組みが不可欠です。そのため、教育・福祉・文化スポーツ・環境・産業振興など、様々な分野と連携したみどりの取り組みを促進するため、庁内関係課による横断的な連携体制を構築します。

また、市内の国営・府営公園の整備や管理運営、淀川・寝屋川の流域全体における一体的な取り組みを継続するため、国、府、周辺市等との連携を図ります。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- みどりの基本計画庁内検討委員会の再編、運営[既-71], 《③-2》
- 淀川河川公園中流左岸地域協議会への参画[既-4], 《③-1》

■関係法令・関連計画

—

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
—		

具体施策 44 協働・共助によるみどりのまちづくりの推進体制の構築

各主体が協働し、都市公園などを拠点としたみどりの取り組みを促進するとともに、長期的な視点から、みどりの取り組みを市域全体に広げる「協働・共助によるみどりのまちづくり」を促進するため、協働で取り組まれている各主体間での情報共有や話し合いなどを行い、具体的な取り組みを進める（仮称）みどりのプラットフォームの設置を検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

学校

- みどりに関する活動組織の設立[既-73]
- （仮称）みどりのプラットフォームへの参加 **新規**

行政

- （仮称）みどりのプラットフォームの設置検討 **新規** 《③-3》
- みどりに関する活動団体の設立・運営支援[既-73], 《⑤-3》 《⑦-1,2,3》

■関係法令・関連計画

- 都市緑地法
- 都市公園法
- 寝屋川市みんなのまち基本条例

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
みどりに関する活動組織（団体）		
プラットフォームの設置（団体）		

具体施策 45 みどりの相談窓口の設置

樹木や草花の育成方法などに関する相談をはじめ、みどりに関する助成制度や活動団体に関する情報提供を行うなど、各主体の緑化活動を支援するため、既存の公共施設やコミセン、公園管理事務所などを活用した「(仮称) みどりの相談所」の設置を目指します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- (仮) みどりの相談所の設置 **新規** 《9-1》 《20-1》

■関係法令・関連計画

—

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
みどりの相談件数（件）		

具体施策 46 財源の確保

都市緑化の推進及びみどりの保全のための事業の資金に充てるために創設した緑化基金の更なる有効活用を図るなど、助成制度の充実や新たなみどりに関する取り組みに役立てることができる制度の充実を検討します。

また、ネーミングライツの導入によるみどりのスポンサーとして事業者等の参画を促すなど、新たな財源確保の手法について検討します。

■取り組み例と主体 新規：新規施策案 [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 緑化基金の運用方法の検討 新規 《19-1》
- 都市公園などにおけるネーミングライツの導入検討 新規 《22-1》

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市基金条例

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
緑化基金への寄付金額（円）		
ネーミングライツの導入件数（件）		

具体施策 47 助成制度の充実

空き地等における市民緑地制度の弾力的運用や、鉄道4駅周辺地域をはじめとする特に重点的に緑化の推進が必要と考えられる地域などを中心に、民有地緑化に対する助成制度の充実、または緑化に対するインセンティブの付与などを検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 市民緑地制度の弾力的運用の検討 **新規** 《⑥-1》 《④-1,2》
- 助成制度（助成金、資機材など）の拡充・新設の検討 **新規** 《⑤-8》 《⑦-1,2,3》
- 民有地緑化に対するインセンティブ（税制度、都市開発諸制度）の検討 **新規** 《⑤-4》

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 建築基準法
- 都市緑地法
- 地方税法
- 寝屋川市都市計画マスタープラン（平成24年3月）
- 寝屋川市立地適正化計画（平成30年4月）
- 寝屋川市空き家等・老朽危険建築物等対策計画（平成30年3月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
—	—	—

※市民緑地制度について

■「市民緑地制度」とは

土地等の所有者からの申し出に基づき、寝屋川市または緑地保全・緑化推進法人が「市民緑地契約」を締結して、その土地等に市民の利用に供する緑地または緑化施設を設置し、管理します。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地や緑化施設が確保されます。

一方、土地等の所有者は、管理上の負担軽減や、税制上の優遇措置を受けることが可能となる場合があります。

■「市民緑地契約」の条件

- 面積が300m²以上あり、一団となっていること。
- 契約期間は5年以上。
- 他の地上権、賃借権その他の使用収益権（市民緑地の利用に支障のない権利の設定を除く）が、設定されていないこと。

■土地所有者のメリット

○緑地の管理を寝屋川市または緑地保全・緑化推進法人が行うことにより、土地所有者の管理の負担が軽減されます。また、優遇税制により、土地の所有コストを軽減できます。

※契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、相続税が2割評価減となります。

○土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となります。

具体施策 48 みどり資源のリサイクル

街路樹や公園等の樹木の維持管理に伴って生じる落ち葉や剪定枝について、焼却ごみ量及び最終処分量の削減とリサイクルを図るため、他市の状況などを調査・研究し、落ち葉の堆肥化や剪定枝の木チップ化による緑化資材としての再利用など、再資源化による廃棄処理費用の削減と環境配慮型の維持管理を推進します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 落ち葉の堆肥化、剪定枝の木チップ化 **新規** 《⑪-3》
- 丸太等を活用した園内看板の作成・設置 **新規** 《⑪-3》

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市環境基本計画（平成23年3月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
生成した堆肥、木チップ量（トン）		
再資源化による看板等の設置数（箇所）		

具体施策 49 みどりの取り組みへのきっかけづくり

市教育委員会とも連携を図りつつ、学校教育における環境学習の促進に関する支援に努めます。また、市民の生涯学習としての取り組みを促進するため、みどりの活動団体や事業者、大学などの協力も得ながら、市民が本市の水辺やみどりと触れ合える機会を増やすことにより、みどりへの理解と親しみの向上を図ります。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

学校

- 環境学習や生涯学習機会の創出支援 **新規** 《⑦-1,2,3》

行政

- 市民緑化教室の開催[既-74]
- 環境学習や生涯学習機会の創出[既-75]

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市環境基本計画（平成23年3月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
市民緑化教室の開催 （回/年・人/年）		

具体施策 50 みどりの専門家の育成

みどりの取り組みを支援するコーディネーターとして活躍する人材育成を目的として、より高度な技術や知識を習得するための講習プログラムを開催し、講習の修了生を「(仮称) みどりのコーディネーター」として登録する制度の創設を検討します。

また、「(仮称) みどりのコーディネーター」は、各主体に対する技術的支援を行う中で、「(仮称) みどりの相談所」を設置した場合の相談員として配置するなど、幅広い活躍の場の創出に努めます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- (仮称) みどりのコーディネーター登録制度の創設検討 **新規** 《⑩-1》

■関係法令・関連計画

—

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
みどりのコーディネーターの登録（人）		

具体施策 51 みどりの取り組み場所の確保

各主体によるみどりの取り組みや、企業CSR活動の一環として取り組まれる地域貢献につながる活動の場として、公園や道路などの公共空間における花壇づくりや清掃活動、水辺の環境保全活動、または空き地等を活用したみどりの取り組み場所の確保に努めます。

■取り組み例と主体 新規：新規施策案 [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

- 空き地等の提供 新規 《⑥-1》

事業者

- 事業所敷地の開放 新規 《②⑥-1》

学校

- 【再掲】学校敷地の開放[既-32]

行政

- みどりの取り組み場所の抽出 新規

■関係法令・関連計画

- 道路法
- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例
- 寝屋川市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）
- 寝屋川市空き家等・老朽危険建築物等対策計画（平成 30 年 3 月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
みどりの取り組み場所（箇所）		

具体施策 52 資機材等の提供

公園愛護会による維持管理に対する清掃用具や報奨金、花いっぱい植栽事業による保育所・幼稚園・小中学校への花苗配布、または公園・緑地等植栽サポーター制度に基づき取り組み主体などに対して、資機材等の提供を行います。

また、各主体によるみどりの取り組みを更に促進するため、提供する花苗等の種類の充実や支援制度の拡充などを検討します。

■取り組み例と主体 新規：新規施策案 [既存施策番号] 《施策事例番号》

事業者

- イベントやプログラム等における緑化資材等による支援[既-75]

行政

- 【再掲】公園・緑地等植栽サポーター制度による資機材、場所、標識、活動PRなどの包括的支援[既-64], 《⑦-1,2,3》
- 【再掲】公園愛護会に対する清掃用具、報奨金の支給[既-15]
- 【再掲】花いっぱい植栽事業、グリーンカーテンによる花苗の配布[既-29], 《⑦-1,2,3》
- 【再掲】大阪府緑化樹配布事業、記念植樹事業による樹木の配布[既-30,16]
- 【再掲】生垣・駐車場緑化、保存樹木・樹林に対する補助金の交付[既-48,34], 《⑦-1,2,3》

■関係法令・関連計画

- 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
- みどりの大阪推進計画（平成21年12月）
- 寝屋川市美しいまちづくり条例
- 寝屋川市緑化推進助成金交付要綱
- 寝屋川市公園愛護会報償金支給要綱

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
助成制度の活用件数（件）		
公園・緑地等植栽サポーター登録件数（件）		
大阪府緑化樹の配布本数（本）		
記念植樹の配布本数（本）		
花いっぱい植栽事業の申請件数（件）		

具体施策 53 技術的な支援

市民緑化教室の開催や（仮称）みどりのコーディネーター制度の創設など、市民の熟練度や活動目的に応じた支援が可能となるしくみの検討や、事業者や学校（大学など）における水辺の保全再生プロジェクトなどの実践的な取り組みを通じた専門技術や知識を活かし、多様な主体に対する技術的支援を行います。

また、学校敷地における緑化、保全活動などに必要となる技術的支援を行う機会やしくみについてもあわせて検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

市民

事業者

学校

- 各主体に対する技術的支援の実施 **新規**

行政

- 学校敷地における緑化推進、維持管理に要する技術的支援の検討 **新規** 《⑦-1,2,3》
- 【再掲】市民緑化教室の開催[既-74]
- 【再掲】（仮称）みどりのコーディネーター登録制度の創設検討 **新規** 《⑩-1》

■関係法令・関連計画

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
各主体への技術的支援回数（回、人）		

具体施策 54 啓発イベント等の実施

「みどり・水・くらし」をテーマを開催する「寝屋川市環境フェア」における緑化教室の開催や苗木の提供を継続するとともに、緑化旬間、緑化月間におけるみどりのガイドブックなどを活用した啓発活動を行います。

また、本計画の推進にあたり「(仮称)みどりのシンポジウム」を開催するなど、多様な主体による今後のみどりの取り組み方向や、具体的な内容に関する情報、意識の共有を図ります。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 緑化旬間、緑化月間の実施[既-77]
- みどりのガイドブックの発刊[既-78]
- みどりの募金事業の実施[既-79]
- 環境フェアなどにおける普及啓発活動[既-80]
- 「(仮称)みどりのシンポジウム」の開催 **新規** 《③-4》

■関係法令・関連計画

- 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律
- 寝屋川市環境基本計画（平成23年3月）

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
環境フェアの参加者数（人）		

具体施策 55 情報の発信・共有

市の広報やホームページなどの活用により情報を発信する中で、ターゲット（市民・事業者・学校）に合わせて発信する情報や媒体を変えるなど、幅広く情報を発信するための工夫を検討します。

また、先進的または長期継続的にみどりの取り組みに貢献された方々、緑化基金などへ貢献された方々に対する顕彰制度の創設を検討します。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 市の広報やホームページ等を活用した情報発信[既-81], 《①-13》 《⑤-5》
- 緑化顕彰制度の創設 **新規** 《⑪-1》
- みどりの普及・啓発パンフレット発行 **新規**

■関係法令・関連計画

—

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
広報、HPでの情報発信（回）		
みどりの活動の認知状況（%）		

具体施策 56 サクラ☆プロジェクトなどの推進

桜をはじめとする市が有する様々な地域資源やポテンシャルを活かし、市内外の人々に対してシティプロモーションを展開するサクラ☆プロジェクトにより、打上川治水緑地の桜のライトアップや桜をイメージしたスイーツづくり、または地域産業の活性化を図る事業者独自の事業展開を目指した市内商業団体等と連携したイベント等を実施するとともに、鉄道駅を拠点として、市内に点在する桜の名所へのルートとしてつなげる桜街道を整備し、各名所の「見える化」を図ります。

また、都市公園や公共施設の敷地などを中心として、市の花であるバラの植栽・保全・育成などの取り組みについて、各主体との協働で推進する新たなプロジェクトを企画、実施するなど、みどりを活かした更なるシティプロモーションを展開していきます。

■取り組み例と主体 **新規：新規施策案** [既存施策番号] 《施策事例番号》

行政

- 【再掲】桜の維持保全[既-24]
- シンボルツリー、出生記念プレートに伴う植栽[既-82]
- ライトアップイベントの実施[既-83]
- バラを活かした新たなプロジェクトの企画、実施 **新規** 《21-1》

■関係法令・関連計画

- サクラ☆プロジェクト

【参考】実施時期（別途作成するアクションプランにおいて管理）

短期（3～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）

【参考】目標指標（別途作成するアクションプランにおいて管理）

目標指標	現況（改定時）	目標
サクラの植樹（本）		
バラの植栽（㎡）		

※サクラ☆プロジェクトとは

「寝屋川市サクラ☆プロジェクト」（以下「サクラ☆プロジェクト」といいます。）は、市の木である桜を始め、市が有する様々な地域資源やポテンシャルをいかし、市内外の人々に対して、

1. 市内が“桜”に彩られるまちづくり
2. 桜と「食」を融合した魅力づくり、にぎわいづくり
3. 市民全体で桜を育み、プロジェクトを進化させる

という3つの視点をもってシティプロモーションを行うことにより、まちの魅力の向上につなげ、人の流れを作り、地域産業の活性化を図ります。

「桜と言えば、ねやがわ」というイメージが定着されることで、市の知名度の向上、イメージアップ等を図ります。

